



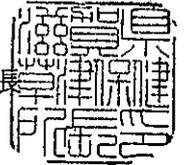
参考資料2

滋 草 保 第 1 1 7 号

令和7年(2025年)2月14日

健康危機管理課長 様

草 津 保 健 所 長



災害拠点病院に関する指定申請について (進達)

標記について、滋賀県立総合病院から災害拠点病院の指定申請があったので指定要件について検討したところ、別添のとおり指定が適当と認められるので進達します。

なお、湖南地域の医療関係者(災害拠点病院、救急指定病院)、行政、消防の委員で構成する「湖南地域災害医療体制検討委員会」においても指定の要否について検討いただき、その結果は別紙のとおりでしたので申し添えます。

草津保健所 健康危機管理係

担当：村中

Tel:077-562-9044

E-mail: ea30600@pref.shiga.lg.jp



令和6年度湖南地域災害医療体制検討委員会（令和7年1月31日開催）での検討結果

【滋賀県立総合病院からの説明】

1. 滋賀県全体の災害拠点病院の負担軽減に寄与できる。
2. 人口増加が顕著な湖南地域においては圏域の2拠点の負担軽減に寄与できる。
3. 小児保健医療センターとの合併により災害時小児医療の提供が可能となる。
4. 指定要件の充足状況については、災害拠点病院指定申請書に添付の別紙施設票のとおり災害拠点病院としての要件を概ね満たしている。一部“否”については、今後“適”となる見込み有り。

【質疑】

質問1. 災害派遣に際して速やかに派遣は可能か？

⇒派遣の必要があれば要請に基づいて派遣可能。院内のコンセンサスは得ている。

質問2. 資料記載の「医療の需給ギャップ」との文言については、圏域内のギャップのことを示しているのか。圏域内だけの対応をするのではなく、県全体や全国的な活動を実施すると理解してよいか？

⇒発言の通り。県全体でも災害拠点病院の病床数が増え、県全体のバックアップが可能な体制となり、湖南圏域での局地災害はもちろん、他圏域からも受け入れる体制を考えている。

質問3. 県立総合病院は地域の災害拠点病院を目指されるという認識で良いか？

⇒発言の通り。

質問4. 指定要件の充足状況③・⑦で研修や訓練を実施しているとあるが、1000人近い職員がいる中で職員全体の意識を作っていく必要があると思われる。その点の考えや計画はいかがか？

⇒10年弱前から年に1回、2月頃に大規模災害訓練を実施。病院執行部も参加し、外部評価者も招いて実施している。トリアージ、本部運営訓練等を実施。職員は災害というワードを目にしているので概ね問題はないと思われる。

【委員会での意見】

- ・湖南地域災害医療体制検討委員会として全会一致で理解を得て、災害拠点病院としての指定に賛同する。

以上



## 災害拠点病院（DMAT指定医療機関）の 指定に向けた滋賀県立総合病院の考えについて



滋賀県立総合病院

Shiga General Hospital

1

### 指定に向けた基本的な姿勢

近年、豪雨災害の危険を及ぼす大雨の発生頻度が大幅に増加していることや南海トラフ巨大地震の発生が想定されるなど自然災害の頻発化、激甚化の傾向が懸念されるところである。

大きな災害の発生時には、医療資源が不足する環境の中で通常より医療需要が増大することが見込まれ、滋賀県立総合病院には適切な医療の提供や職員の派遣など、県民をはじめとする様々な期待に応える使命があると考えている。

新型コロナウイルス感染症への対応においても、重点医療機関として県の対応方針に基づき患者の受け入れや検査、職員の支援派遣を行うなど、近隣地域はもとより県全体の医療提供体制の確保に一定の役割を担ってきた。

当院は、災害時の医療において、行政や医療機関等と連携を図りながら、県立病院としてその役割を担っていくため、災害拠点病院（DMAT指定医療機関）の指定を目指す。

指定目標：令和7年4月1日

2

## 指定の必要性および圏域内の役割分担

### 災害拠点病院の体制強化への貢献

- 湖南圏域北部（守山市・野洲市）の患者を中心に受け入れ（医療の需給ギャップを緩和）
- 隣接圏域（主に東近江圏域）患者の受け入れや県北部のバックアップ機能を担うことができる
- 県全体の災害拠点病院の負担軽減に寄与できる

### 災害時における小児医療の提供

- 重症心身障害児や医療的ケア児の受け入れ
- 上記の保護者が傷病者になった際の家族単位での受け入れ
- 外因系も含めた小児救急領域における初期診療と入院管理、適切な施設への再分配を行うためのハブとなる

3

## 参考

### ◆ 医療圏域ごとの災害拠点病院における対応人口

（令和7年1月1時点）

圏域	人口（約）	災害拠点病院数	災害拠点病院あたりの対応人口	災害拠点病院総ベッド数	1ベッドあたりの対応人口
大津	345,000	3	115,000	1,688	204
湖南	352,000	2	176,000	813	433
甲賀	140,000	1	140,000	413	339
東近江	223,000	1	223,000	407	548
湖東	153,000	1	153,000	438	349
湖北	145,000	1	145,000	504	288
湖西	44,000	1	44,000	210	210



当院が災害拠点病院になると…

+635床

湖南	352,000	3	117,000	1,448	243
----	---------	---	---------	-------	-----

### ◆ 救急車受入れ実績

【令和5年度】

圏域	大津	湖南	甲賀	東近江	湖東	湖北	湖西	県外	合計
受入数（件）	136	3,168	107	170	24	8	11	97	3,723
比率（%）	3.7	85.1	2.9	4.6	0.6	0.2	0.3	2.6	100

【令和6年度（12月末時点）】

圏域	大津	湖南	甲賀	東近江	湖東	湖北	湖西	県外	合計
受入数（件）	125	2,656	72	146	17	5	17	99	3,134
比率（%）	4.0	84.7	2.3	4.7	0.5	0.2	0.4	3.2	100

約4,200台/年（見込）

4

# ＜滋賀県立総合病院に係る指定要件の充足状況＞

	災害拠点病院指定要件	適否	病院の状況
運営体制	①24時間緊急対応し、災害発生時に被災地内の傷病者等の受け入れ及び搬出を行うことが可能な体制を有すること。	適	災害対策マニュアルおよびBCPに沿って災害対策本部と診療エリアを設置し対応
	②災害発生時に、被災地からの傷病者の受け入れ拠点にもなること。なお、「広域災害・救急医療情報システム(EMIS)」が機能していない場合には、被災地からとりあえずの重症傷病者の搬送先として傷病者を受け入れること。	適	同上
	③災害派遣医療チーム(DMAT)を保有し、その派遣体制があること。また、災害発生時に他の医療機関のDMATや医療チームの支援を受け入れる際の待機場所や対応の担当者を定めておく等の体制を整えていること。	否	医師2名、看護師1名、業務調整員2名 2月下旬に看護師1名研修受講予定 受援チームの待機場所:有 救急控室、事務室 対応担当者:地域医療推進室・災害対策委員会内DMAT部会
	④救命救急センター又は第二次救急医療機関であること。	適	第二次救急医療機関
	⑤被災後、早期に診療機能を回復できるよう、業務継続計画の整備を行っていること。	適	策定日:令和5年3月31日 改定日:令和6年3月1日
	⑥整備された業務継続計画に基づき、被災した状況を想定した研修及び訓練を実施すること。	適	実施日 (1)令和6年2月17日 (2)令和7年2月11日(予定) 参加者 (1)院内70名、院外評価者2名、 院外見学者2名 (2)院内85名、院外評価者2名、 院外見学者3名(予定) 内容 本部運営訓練、トリアージ訓練
	⑦地域の第二次救急医療機関及び地域医師会、日本赤十字社等の医療関係団体とともに定期的な訓練を実施すること。また、災害時に地域の医療機関への支援を行うための体制を整えていること。	否	今年度は各種訓練見学や研修に参加 指定後、滋賀県総合防災訓練や草津保健所を 中心とする防災訓練への参加
施設・設備	①病棟(病室、ICU等)、診療棟(診察室、検査室、レントゲン室、手術室、人工透析室等)等救急診療に必要な部門を設けること。	適	病棟(病室、ICU等):有 診療棟(診察室、検査室、レントゲン室、手術室、人工透析室等):有
	②診療機能を有する施設は耐震構造を有することとし、病院機能を維持するために必要な全ての施設が耐震構造を有することが望ましい。	適	本館:免震構造 別館:耐震構造 研究棟:耐震構造 放射線治療棟:耐震構造 こども棟:耐震構造
	③通常時の6割程度の発電容量のある自家発電機等を保有し、3日分程度の備蓄燃料を確保しておくこと。なお、自家発電機等の燃料として都市ガスを使用する場合は、非常時に代替可能な他の電力系統等を有しておくこと。また、平時より病院の基本的な機能を維持するために必要な設備について、自家発電機等から電源の確保が行われていることや、非常時に使用可能なことを検証しておくこと。	適	自家発電(3台保有):3日分 他の電気系統:有(無停電電源装置UPSと非常用発電機)
	④浸水想定区域(洪水・雨水出水・高潮)又は津波災害警戒区域に所在する場合は、風水害が生じた際の被災を軽減するため、止水板等の設置による止水対策や自家発電機等の高所移設、排水ポンプ設置等による浸水対策を講じること。	適	浸水想定区域外
	⑤災害時に少なくとも3日分の病院の機能を維持するための水を確保すること。	適	3日分確保
	⑥衛星電話を保有し、衛星回線インターネットが利用できる環境を整備すること。	適	衛星電話1台保有(ワイドスターII)
	⑦広域災害・救急医療情報システム(EMIS)に参加し、災害時に情報を入力する体制を整えておくこと。	適	BCPに入力担当者を明記しており、入力訓練も定期的に実施している
	⑧多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うために必要な診療設備を有していること。	適	災害時対応可
	⑨患者の多数発生時用の簡易ベッドを有していること。	適	17台保有 本館地下1階災害備蓄倉庫に保管 その他、キャンピングマットや外来ソファ、空きベッドを活用予定
	⑩被災地における自己完結型の医療に対応出来る携帯式の応急用医療資器材、応急用医薬品、テント、発電機、飲料水、食料、生活用品等を有していること。	適	別添「滋賀県立総合病院DMAT資機材リスト」のとおり(R6中に整備予定)
	⑪トリアージ・タグを有していること。	適	約2200枚保有(随時購入予定) 本館地下1階災害備蓄倉庫に保管
	⑫食料、飲料水、医薬品等について、流通を通じて適切に供給されるまでに必要な量として、3日分程度を備蓄しておくこと。また、食料、飲料水、医薬品、燃料等について、地域の関係団体・業者との協定の締結により、災害時に優先的に供給される体制を整えておくこと。	適	食料:3日分 飲料水:3日分 医薬品:3日分 医療用ガス:3日分以上
	搬送関係	①原則として、病院敷地内にヘリコプターの離着陸場を有すること。	適
②DMATや医療チームの派遣に必要な緊急車両を原則として有すること。その車両には、応急用医療資器材、テント、発電機、飲料水、食料、生活用品等の搭載が可能であること。		適	救急車2台保有



滋 総 病 第 4 7 号  
令和7年(2025年)1月31日

滋賀県知事 三日月 大造 様

滋賀県守山市守山五丁目4番30号

滋賀県立総  
病院長 足立 壯



滋賀県災害拠点病院指定申請書

滋賀県災害拠点病院として指定されるよう、添付書類を添えて申請します。

<添付書類>

(別紙) 滋賀県災害拠点病院指定要件確認表

- ①DMAT 隊員名簿
- ②業務継続計画
- ③整備された業務継続計画に基づき、被災した状況を想定した研修および訓練を実施したことがわかる書類
- ④施設図面
- ⑤通信手段の種類と番号
- ⑥広域災害救急医療情報システム (EMIS) 入力訓練の実施計画および実績がわかる書類
- ⑦その他参考資料  
(例) 病院の概要 (職員数、診療科、直近1年間の救急患者 (救急車) 受入数、整備している資器材数等) がわかる資料





## &lt;滋賀県立総合病院に係る指定要件の充足状況&gt;

	災害拠点病院指定要件	適否	病院の状況	添付資料
運営体制	①24時間緊急対応し、災害発生時に被災地内の傷病者等の受入れ及び搬出を行うことが可能な体制を有すること。	適	災害対策マニュアルおよびBCPIに沿って災害対策本部と診療エリアを設置し対応	②
	②災害発生時に、被災地からの傷病者の受入れ拠点にもなること。なお、「広域災害・救急医療情報システム(EMIS)」が機能していない場合には、被災地からとりあえずの重症傷病者の搬送先として傷病者を受け入れること。	適	同上	
	③災害派遣医療チーム(DMAT)を保有し、その派遣体制があること。また、災害発生時に他の医療機関のDMATや医療チームの支援を受け入れる際の待機場所や対応の担当者を定めておく等の体制を整えていること。	否	医師2名、看護師1名、業務調整員2名 2月下旬に看護師1名研修受講予定 支援チームの待機場所:有 救急控室、事務室 対応担当者:地域医療推進室・災害対策委員会内DMAT部会	①・④
	④救命救急センター又は第二次救急医療機関であること。	適	第二次救急医療機関	
	⑤被災後、早期に診療機能を回復できるよう、業務継続計画の整備を行っていること。	適	策定日:令和5年3月31日 改定日:令和6年3月1日	②
	⑥整備された業務継続計画に基づき、被災した状況を想定した研修及び訓練を実施すること。	適	実施日 (1)令和6年2月17日 (2)令和7年2月11日(予定) 参加者 (1)院内70名、院外評価者2名、 院外見学者2名 (2)院内85名、院外評価者2名、 院外見学者3名(予定) 内容 本部運営訓練、トリアージ訓練	③
	⑦地域の第二次救急医療機関及び地域医師会、日本赤十字社等の医療関係団体とともに定期的な訓練を実施すること。また、災害時に地域の医療機関への支援を行うための体制を整えていること。	否	今年度は各種訓練見学や研修に参加 指定後、滋賀県総合防災訓練や草津保健所を中心とする防災訓練への参加	
施設・設備	①病棟(病室、ICU等)、診療棟(診察室、検査室、レントゲン室、手術室、人工透析室等)等救急診療に必要な部門を設けること。	適	病棟(病室、ICU等):有 診療棟(診察室、検査室、レントゲン室、手術室、人工透析室等):有	
	②診療機能を有する施設は耐震構造を有することとし、病院機能を維持するために必要な全ての施設が耐震構造を有することが望ましい。	適	本館:免震構造 別館:耐震構造 研究棟:耐震構造 放射線治療棟:耐震構造 こども棟:耐震構造	
	③通常時の6割程度の発電容量のある自家発電機等を保有し、3日分程度の備蓄燃料を確保しておくこと。なお、自家発電機等の燃料として都市ガスを使用する場合は、非常時に切替え可能な他の電力系統等を有しておくこと。また、平時より病院の基本的な機能を維持するために必要な設備について、自家発電機等から電源の確保が行われていることや、非常時に使用可能なことを検証しておくこと。	適	自家発電(3台保有):3日分 他の電気系統:有(無停電電源装置UPSと非常用発電機)	
	④浸水想定区域(洪水・雨水出水・高潮)又は津波災害警戒区域に所在する場合は、風水害が生じた際の被災を軽減するため、止水板等の設置による止水対策や自家発電機等の高所移設、排水ポンプ設置等による浸水対策を講ずること。	適	浸水想定区域外	
	⑤災害時に少なくとも3日分の病院の機能を維持するための水を確保すること。	適	3日分確保	
	⑥衛星電話を保有し、衛星回線インターネットが利用できる環境を整備すること。	適	衛星電話1台保有(ワイドスターII)	⑤
	⑦広域災害・救急医療情報システム(EMIS)に参加し、災害時に情報を入力する体制を整えておくこと。	適	BCPIに入力担当者を明記しており、入力訓練も定期的実施している	⑥
	⑧多発外傷、挫減症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うために必要な診療設備を有していること。	適	災害時対応可	
	⑨患者の多数発生時用の簡易ベッドを有していること。	適	17台保有 本館地下1階災害備蓄倉庫に保管 その他、キャンピングマットや外来ソファ、空きベッドを活用予定	
	⑩被災地における自己完結型の医療に対応出来る携行式の応急用医療資器材、応急用医薬品、テント、発電機、飲料水、食料、生活用品等を有していること。	適	別添「滋賀県立総合病院DMAT資機材リスト」のとおり(R6中に整備予定)	
	⑪トリアージ・タグを有していること。	適	約2200枚保有(随時購入予定) 本館地下1階災害備蓄倉庫に保管	
搬送関係	⑫食料、飲料水、医薬品等について、流通を通じて適切に供給されるまでに必要な量として、3日分程度を備蓄しておくこと。また、食料、飲料水、医薬品、燃料等について、地域の関係団体・業者との協定の締結により、災害時に優先的に供給される体制を整えておくこと。	適	食料:3日分 飲料水:3日分 医薬品:3日分 医療用ガス:3日以上	
	①原則として、病院敷地内にヘリコプターの離着陸場を有すること。	適	本館屋上にヘリポートあり	
	②DMATや医療チームの派遣に必要な緊急車両を原則として有すること。その車両には、応急用医療資器材、テント、発電機、飲料水、食料、生活用品等の搭載が可能であること。	適	救急車2台保有	